

一般社団法人海洋水産システム協会 常勤役員候補者の公募について
令和7年4月14日

一般社団法人海洋水産システム協会は、以下により常勤役員候補者の公募を行います。

1. 公募対象者
常勤役員候補者1名
2. 公募の期間
令和7年4月14日（月）から令和7年4月25日（金）まで
3. 任期
令和7年通常総会終結時 ～ 令和9年通常総会終結時
4. 職務内容等
 - (1) 職務の内容
常勤役員として、法令及び当協会の定款の定めるところにしたがい、その業務を執行する。
(詳細は、当協会ホームページの定款を参照のこと。)
 - (2) 勤務条件及び報酬
常勤。
年報酬は当協会規程による。ただし、役員報酬は、総会の承認を得なければならないこととなっており、経営状況により変更される場合がある。
5. 応募資格・経験等
 - (1) 役員としての資格・経験等
 - ① 当協会の社会的信用を維持、向上させることができること。
 - ② 漁船工学等に関する相当の知識、経験を有し、かつ当協会の事業内容及び事業に関連する法令及び技術について知見を有すること。
 - ③ 協会の目的を達成するために行う事業を適時的確に遂行できる能力を有すること。特に、協会運営に不可欠な「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び財務諸表に関する基礎的な知識を有すること。
 - ④ 国または地方公共団体、民間企業等の組織において管理職経験を有し、管理及び対外折衝能力を有していること。

- ⑤ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項各号に規定された「役員になることができない者」に該当しないこと。

6. 応募方法

- (1) 応募書類
 - ① 履歴書（市販の履歴書用紙、JIS規格 A3判A4の2つ折。学歴、職歴、取得資格、健康状態等を記載し、3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付）
 - ② 職務経歴書（様式自由）
 - ③ 応募動機及び自己診断等（字数は問いません）
 - ④ システム協会の運営に関する意見

(2) 提出方法

郵送によること。（封書の表に「応募書類在中」と赤書記載。）

(3) 提出先

〒103-0027
東京都中央区日本橋三丁目15番8号 アミノ酸会館ビル2階
一般社団法人 海洋水産システム協会 総務部 あて

(4) 提出期限

令和7年4月25日（金） 17時必着

7. 選定方法

選考は、常勤役員候補者選考規程に基づき当協会の運営企画委員会が実施。

(1) 書類選考（一次選考）

- ① 提出された応募書類に基づき選考。
- ② 書類選考の結果は、本人に通知。（その際、面接を受けていただく方には、面接日時、場所等を通知します。なお、面接試験会場までの往復の旅費は、自己負担になります。）

(2) 面接試験（二次選考）

面接により常勤役員候補者を選考。（試験結果は本人に通知。なお、選考の結果、常勤役員候補者がいない場合もあります。）

8. 就任までの手続き

運営企画委員会において選定された場合、常勤役員候補者として理事会に推薦。当該理事会において役員に選任されれば、総会の決議を経て役員に就任。

9. その他

- (1) 応募書類につきましては、一切返却いたしません。
- (2) 応募書類に記載された個人情報、選考及び連絡の目的以外には使用しません。
- (3) 応募にかかる費用は、全額応募者負担とさせていただきます。
- (4) 選考の過程に関するご質問には一切お答えできません。

10. 応募に関するお問い合わせ先

一般社団法人海洋水産システム協会

総務部長 高橋

☎03-6411-0021

《参考》

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(平成十八年六月二日法律第四十八号)

(役員資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）